

# 令和7年度 学校の部活動に係る活動方針

岩泉町立岩泉中学校

校長 藤 枝 昌 利

## 1 活動の方針

- 1 生徒が生涯にわたりスポーツ・文化芸術に親しむための、基盤づくりに努める。
- 2 成長期にある生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や、運動・食事・休養及び睡眠のバランスのとれた生活への配慮を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 3 部の顧問は、休養を適切に取ることの必要性や、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高めることを理解し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるように創意工夫をして指導を行う。
- 4 部の顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生徒が体力を向上させ生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うとともに、生徒それぞれの目標を達成できるよう、適切な指導を行う。
- 5 保護者（父母会）や地域、関係機関及び関係団体等の理解・協力を得ながら、望ましい部活動の実現に向けて取り組む。
- 6 校長は町の方針に則り、毎年度、活動方針を策定・公表する。（県通知より）
- 7 部の顧問は、年間活動計画の他、毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するとともに、生徒・保護者への情報提供を行う。（県通知より）

## 2 休養日・活動時間について

### ◆町の部活動休養日及び活動時間の基準より

- 1 週当たり2日以上（平日・休業日各1日以上）の部活動休養日を設ける。
- 2 1日当たりの活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。

## 3 活動のきまり

### ◆町の部活動休養日及び活動時間の基準をもとに

- 1 部活動を補完する活動（部活動に引き続き同じメンバーにより行われる、父母会練習・スポーツ少年団等）については、生徒の生活リズムや健康面の配慮等の理由から行わない。
- 2 長期休業中の部活動休養日及び活動時間についても、学期中に準じた扱いとする。
- 3 生徒が多様な活動を行えるよう、夏季休業等の長期休業を中心として、部活動の長期休養期間を設ける。
- 4 休養日に大会参加等で活動した場合は、他の日に休養日を振り替える。
- 5 大会等で基準とする活動時間を上回った場合は、他の活動日で時間を調整する。

## 4 その他

合同チームや地域移行等に向けた部活動の在り方の検討を進める